

奨学資金貸付の制度について

町では経済的な理由により、修学が困難な生徒に対し、将来社会に貢献する人材を育成することを目的に奨学資金の貸付をします。



©横芝光町 2013

1. 貸付対象者

貸付対象者は、次の要件のすべてを満たす方となります。

- ① 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る）、大学（短期大学を含む）、大学院に入学が決定し、又は在学している方
- ② 経済的な理由により修学が困難な方
- ③ 保護者が横芝光町内に住所を有する方
- ④ 学業に優れ、かつ、修学期間を終了の見込みがある方
- ⑤ 学校の長又は出身学校の長が、奨学生として適当と認め推薦した方
- ⑥ 貸付対象者の属する世帯において横芝光町の町税に未納がない方

2. 貸付金額

貸付金額は、次のとおりです。

- ① 高等学校・高等専門学校又は専修学校の高等課程……月額 1 万円以内
- ② 大学（短期大学を含む）大学院・専修学校の専門課程…月額 3 万円以内

3. 貸付利息

利息は、免除です。

4. 貸付期間

期間は、決定のあった月から、当該学校における正規の修学期間を終了するまでです。

5. 貸付方法

4 月（4 月から 7 月分）、8 月（8 月から 11 月分）、12 月（12 月から 3 月分）に貸付します。

6. 貸付の申請

貸付を受けようとする方は、町が定める申請書のほか、次の書類を添えて申請してください。

◀ 世帯の収入・所得の上限額 ▶

- ① 奨学生推薦書(町指定様式)
- ② 家族家計状況調書(町指定様式)
- ③ 履歴書
- ④ 確定申告書等の写し(給与所得者は直近の源泉徴収票)
- ⑤ 学校等の合格通知書の写し又は在学証明書
- ⑥ 町税完納証明書

区 分	給与所得者 (給与収入)	給与所得以外 (所得金額)
世帯 人 員	1人	5,430千円
	2人	6,770
	3人	7,330
	4人	7,670
	5人	8,000
	6人	8,280
	7人	8,540

※主たる家計支持者一人の収入・所得金額

7. 連帯保証人

貸付の決定を受けた方は、独立の生計を営む成年者2人の連帯保証人を立て、町が定める誓約書に連署により記載し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 連帯保証人の印鑑証明書
- ② 連帯保証人の住民票の写し
- ③ 連帯保証人に町税の未納がないことを証明する書類

8. 返還方法

貸付が終了した月の翌月から6か月経過後、在学中に貸し付けを受けた年月の2倍の期間で返還。なお、貸付を受けた方が正当な理由なく返還期限までに返還しない場合は、期限の翌日から完了する日までの延滞金を徴収します。



横芝光町マスコットキャラクター

よこびー

◆提出先・問い合わせ

横芝光町教育委員会教育課総務班

☎(84)4116